

平成28年2月16日
議会運営委員会

議員提出議案（条例案）一覧

平成28年2月定例会

	件名	原案提出	備考
1	名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（案）	自 民 民 公 公 明	
2	名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）	自 民 民 公 公 明	
3	名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）	共 産	



名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議長、副議長及び議員の平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間における議員報酬の月額、名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号。以下「議員報酬条例」という。）第1条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第1条各号に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年名古屋市条例第15号）は、廃止する。

（理 由）

この案を提出したのは、議員の議員報酬の月額の特例を定める必要があるによる。

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例骨子（案）

1 議員の定数

議員の定数を7人減員する。

議員の定数 75 → 68

2 各選挙区において選挙すべき議員の数

平成27年国勢調査の人口速報集計（以下「速報値」という。）が平成28年2月中に公表予定であるため、速報値が官報で公示され次第、速報値の人口に比例して、各選挙区において選挙すべき議員の数を算出する。

3 施行日

次の一般選挙から施行する。

4 理由

この案を提出したのは、名古屋市議会の議員の定数を減ずるとともに、各選挙区において選挙すべき議員の数を定める必要があるによる。

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例骨子（案）

1 議員の定数

議員の定数は75を継続する。

2 各選挙区において選挙すべき議員の数

平成27年国勢調査の人口速報集計（以下「速報値」という。）が平成28年2月中に公表予定であるため、速報値が官報で公示され次第、速報値の人口に比例して、各選挙区において選挙すべき議員の数を算出する。

3 施行日

次の一般選挙から施行する。

4 理由

この案を提出したのは、各選挙区において選挙すべき議員の数を改める必要があるによる。